

令和 7 年度

# 環境文化行政の概要

令和 7 年 5 月

岡山県環境文化部

**第 1 行政機構**

- 1 組織 ..... 3
- 2 環境文化部職員数 ..... 4

**第 2 事務分掌**

- 1 環境文化部分掌事務 ..... 5
- 2 環境文化部各課室分掌事務 ..... 5
- 3 出先機関分掌事務 ..... 8
- 4 委員会・審議会等 ..... 11

**第 3 主要施策の概要 ..... 13****第 4 各課室の事業概要****《環境企画課》**

- 1 総合的な環境行政の推進 ..... 15
- 2 快適な環境づくりの推進 ..... 15
- 3 良好な景観の形成 ..... 15
- 4 環境影響評価 ..... 16
- 5 公害・環境関連対策 ..... 16
- 6 人形峠環境技術センターに係る  
環境放射線の監視測定等 ..... 16
- 7 墓地等に関する許可等 ..... 17
- 8 環境保健センター ..... 17

**《脱炭素社会推進課》**

- 1 地球温暖化対策の推進 ..... 19
- 2 岡山県エコ・オフィス・プランの  
推進 ..... 20
- 3 環境学習の推進 ..... 21

**《環境管理課》**

- 1 水質保全対策 ..... 22
- 2 児島湖流域環境保全対策 ..... 23
- 3 化学物質対策 ..... 24
- 4 大気保全対策 ..... 25
- 5 騒音・振動・悪臭対策 ..... 26
- 6 公害防止協定・環境保全協定 ..... 26

**《循環型社会推進課》**

- 1 循環型社会形成の推進 ..... 27
- 2 一般廃棄物対策 ..... 28
- 3 産業廃棄物対策 ..... 29

**《自然環境課》**

- 1 豊かな自然環境の保全 ..... 31
- 2 野生生物の保護及び管理 ..... 31
- 3 自然保護意識の醸成 ..... 33

**《文化振興課》**

- 1 文化を伝承・創造し心豊かに  
生活できる岡山 ..... 34
- 2 文化が地域の元気を生み出す  
岡山 ..... 37
- 3 文化発信しながら交流を広げる  
岡山 ..... 38

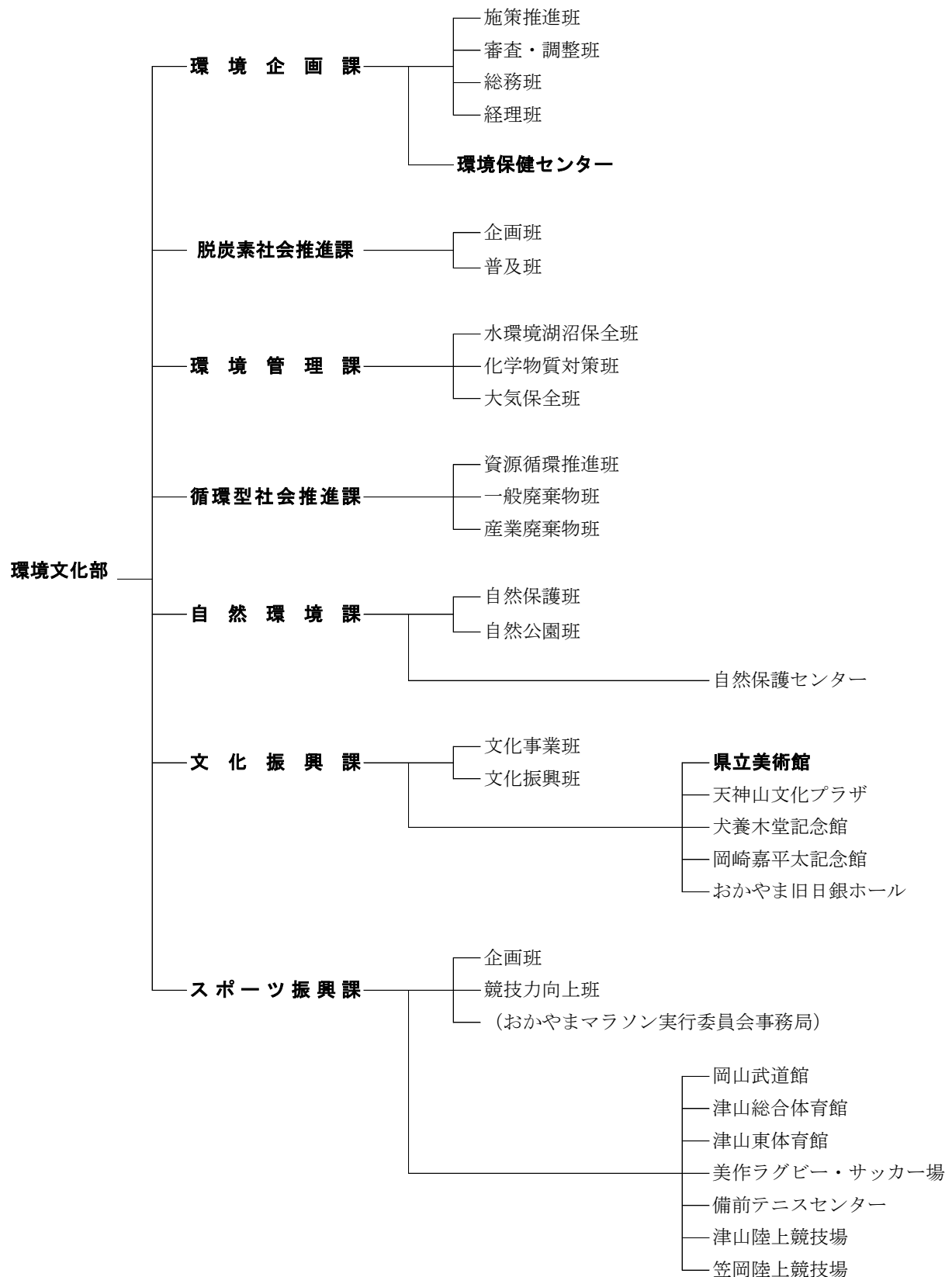
**《スポーツ振興課》**

- 1 生涯スポーツの振興 ..... 40
- 2 競技スポーツの振興 ..... 42
- 3 おかやまマラソン ..... 44

**第 5 当初予算額一覧表 ..... 46**

# 第 1 行政機構

## 1 組織



県民生活部 ——— 県 民 局 (備前・備中・美作) ——— 地 域 政 策 部 ——— 環 境 課

## 2 環境文化部職員数

(令和7年4月1日現在)

| 所 属 \ 区 分       | 職 員 数 | 備 考                                      |
|-----------------|-------|------------------------------------------|
| 環 境 企 画 課       | 21    | 部長、次長、文化スポーツ振興監を含む                       |
| 脱 炭 素 社 会 推 進 課 | 11    |                                          |
| 環 境 管 理 課       | 15    |                                          |
| 循 環 型 社 会 推 進 課 | 14    |                                          |
| 自 然 環 境 課       | 10    |                                          |
| 文 化 振 興 課       | 9     |                                          |
| ス ポ ー ツ 振 興 課   | 33    | おかやまマラソン実行委員会事務局20名(うち10名は岡山市からの併任職員)を含む |
| 本 庁 計           | 113   |                                          |
| 環 境 保 健 セ ン タ ー | 41    |                                          |
| 県 立 美 術 館       | 12    |                                          |
| 出 先 計           | 53    |                                          |
| 備 前 県 民 局       | 14    |                                          |
| 備 中 県 民 局       | 17    |                                          |
| 美 作 県 民 局       | 15    |                                          |
| 県 民 局 計         | 46    |                                          |
| 合 計             | 212   |                                          |

## 第2 事務分掌

### 1 環境文化部分掌事務

- (1) 環境の保全に関する事項
- (2) 快適な環境の創造に関する事項
- (3) 文化の振興に関する事項
- (4) スポーツの振興に関する事項

### 2 環境文化部各課室分掌事務

| 課 室 名     | 分 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環 境 企 画 課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内の重点施策の策定及び調整に関すること。</li> <li>2 部内の重要事業の進行管理に関すること。</li> <li>3 部内の行政の調査研究に関すること。</li> <li>4 部内の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関すること。</li> <li>5 部内の予算、決算及び経理の事務に関すること（物品に係るものを除く。）。</li> <li>6 部内の広報に関すること。</li> <li>7 部内の事務処理合理化の実施及び調整に関すること。</li> <li>8 部内のデジタル化の推進に関すること。</li> <li>9 部内の行政資料の整理保管に関すること。</li> <li>10 知事の職印の管守に関すること。</li> <li>11 部内の証明事務の総括に関すること。</li> <li>12 環境基本計画の推進に関すること。</li> <li>13 エコパートナーシップおかやまに関すること。</li> <li>14 快適な環境の確保に関すること。</li> <li>15 景観対策に関すること。</li> <li>16 公共用水域の水質浄化施策の推進に関する連絡調整に関すること。</li> <li>17 環境保全に係る調査研究に関すること。</li> <li>18 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。</li> <li>19 環境影響評価の指導及び審査に関すること。</li> <li>20 企業の公害防止組織の指導に関すること。</li> <li>21 公害に係る情報の把握及び苦情等の処理並びにこれらに係る連絡調整に関すること。</li> <li>22 公害に関する紛争処理に関すること。</li> <li>23 原子力発電施設等の周辺における環境保全協定に基づく放射線等の監視並びに原子力に関する知識の普及等の広報事務に関すること。</li> <li>24 フロン対策に関すること。</li> <li>25 環境保健センターに関すること。</li> <li>26 環境審議会、環境影響評価技術審査委員会及び公害審査会に関すること。</li> <li>27 その他他課の分掌に属しない環境の保全に関すること。</li> <li>28 部内各課の連絡調整及び部内各課又は室の所管に属さない事項に関すること。</li> </ul> |

| 課 室 名              | 分 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 脱 炭 素 社 会<br>推 進 課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 地球温暖化対策実行計画の総合調整に関すること。</li> <li>2 再生可能エネルギーの普及啓発に関すること。</li> <li>3 地球温暖化対策の推進及び連絡調整に関すること。</li> <li>4 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関すること。</li> <li>5 省資源及び省エネルギーの推進に関すること。</li> <li>6 環境マネジメントシステムに関すること。</li> <li>7 環境学習に関すること。</li> <li>8 太陽光発電事業技術審査会に関すること。</li> </ul>                                                                           |
| 環 境 管 理 課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 大気的环境保全対策に関すること。</li> <li>2 水質の環境保全対策に関すること。</li> <li>3 湖沼及び清流の環境保全対策に関すること。</li> <li>4 有害化学物質の環境監視及びこれに係る環境保全対策に関すること。</li> <li>5 騒音、振動及び悪臭に関すること。</li> <li>6 公害防止協定に関すること。</li> <li>7 自動車公害に関すること。</li> <li>8 土壌汚染対策に関すること。</li> <li>9 地盤沈下に関すること。</li> <li>10 自然海浜保全地区に関すること。</li> <li>11 その他他課の分掌に属しない大気、水質、騒音等の環境保全対策に関すること。</li> </ul> |
| 循 環 型 社 会<br>推 進 課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 循環型社会形成の推進に関すること。</li> <li>2 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</li> <li>3 浄化槽に関すること。</li> <li>4 下水道の終末処理場の維持管理に関すること。</li> <li>5 その他廃棄物対策に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                  |
| 自 然 環 境 課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 自然保護及び緑化対策の企画立案並びに関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 自然公園の指定並びに公園計画及び公園事業の決定及び執行に関すること。</li> <li>3 自然公園の管理に関すること。</li> <li>4 鳥獣の保護及び管理に関すること。</li> <li>5 温泉に関すること。</li> <li>6 自然保護センターに関すること。</li> <li>7 自然環境保全審議会に関すること。</li> <li>8 その他他課の分掌に属しない自然環境に関すること。</li> </ul>                                                                           |

| 課 室 名     | 分 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文 化 振 興 課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 芸術文化、地域文化その他の文化の振興に関する施策の調査研究、企画立案及び総合調整に関すること。</li> <li>2 文化に係る表彰等に関すること。</li> <li>3 文化関係団体に関すること。</li> <li>4 著作権に関すること。</li> <li>5 県立美術館、天神山文化プラザ、犬養木堂記念館、岡崎嘉平太記念館及びおかやま旧日銀ホールに関すること。</li> <li>6 文化振興審議会に関すること。</li> <li>7 その他他課の分掌に属しない文化の振興に関すること。</li> </ol>                                                                                        |
| スポーツ振興課   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯スポーツ、競技スポーツその他のスポーツの振興に関する施策の調査研究、企画立案及び総合調整に関すること。</li> <li>2 おかやまマラソンに関すること。</li> <li>3 競技力の強化に関すること。</li> <li>4 スポーツに係る表彰等に関すること。</li> <li>5 体育、スポーツ及びレクリエーション関係団体に関すること。</li> <li>6 岡山武道館、津山総合体育館、津山東体育館、美作ラグビー・サッカー場、備前テニスセンター、津山陸上競技場、笠岡陸上競技場、クレ射撃場及び百間川漕艇場に関すること。</li> <li>7 スポーツ推進審議会に関すること。</li> <li>8 その他他課の分掌に属しないスポーツの振興に関すること。</li> </ol> |

### 3 出先機関分掌事務

| 出先機関名    | 所在地              | 課名    | 分掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------|------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境保健センター | 岡山市南区<br>内尾739-1 | 総務課   | 1 庶務に関すること。<br>2 使用料及び手数料の徴収及び減免に関すること。<br>3 財産の維持管理に関すること。<br>4 その他他部又は他室の所管に属さない事項に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|          |                  | 企画情報室 | 1 調査研究、試験検査等及び研修指導業務の企画調整に関すること。<br>2 環境保健に関する情報の収集、解析及び提供に関すること。<br>3 地域気候変動適応センターに関すること（脱炭素社会推進課の分掌に属するものを除く。）。<br>4 地方感染症情報センターに関すること。<br>5 他の試験研究機関等との連絡調整に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|          |                  | 環境科学部 | 1 騒音、振動、地盤沈下及び土壤汚染に係る試験検査等及び調査研究に関すること。<br>2 廃棄物及び廃棄物処理施設に係る調査研究に関すること。<br>3 ばい煙、粉じん、有害ガス等の大気汚染物質に係る試験検査等及び調査研究に関すること。<br>4 煙道排ガス及び燃料に係る試験検査等及び調査研究に関すること。<br>5 大気環境監視テレメーターシステムによる監視及び緊急時の措置に関すること。<br>6 水質汚濁及び底質汚染に係る試験検査等及び調査研究に関すること。<br>7 気象調査及び水象調査に関すること。<br>8 大気及び水質に係る公害防止のための施設、装置、方法等の研究並びに汚染物質の調査分析方法の研究及び指導に関すること。<br>9 放射性物質に係る試験検査等及び調査研究に関すること。<br>10 ウラン濃縮施設等に係る放射線等の測定及び評価並びにテレメーターシステムによる監視に関すること。<br>11 測定データの集計、解析及び評価並びに監視測定局及び測定機器の維持管理に関すること。<br>12 その他大気及び水質に係る公害防止のための調査研究に関すること。 |



| 出先機関名    | 所 在 地        | 課 名   | 分 掌 事 務                                                                                                                       |
|----------|--------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |              | 保健科学部 | 1 食品、医薬品、家庭用品、栄養等に係る試験検査等及び調査研究に關すること。<br>2 病原微生物に係る試験検査等及び調査研究に關すること。<br>3 感染症に係る疫学的調査研究に關すること。                              |
| 自然保護センター | 和気郡和気町田賀730  |       | 1 自然保護センターの施設及び設備の提供<br>2 自然の保護に關する知識の普及及び意識の啓発<br>3 自然に關する調査及び研究<br>4 自然に關する情報の収集及び提供<br>5 前各号に掲げるもののほか、自然保護センターの目的の達成に必要な業務 |
| 県立美術館    | 岡山市北区天神町8-48 | 総務課   | 1 庶務に關すること。<br>2 施設及び付属設備の使用並びに館内の行為の許可に關すること。<br>3 観覧料、ホール使用料等の徴収、減免及び返還に關すること。<br>4 その他他課の所管に屬さない事項に關すること。                  |
|          |              | 学芸課   | 1 展覧會に關すること。<br>2 美術品等の収集及び保管に關すること。<br>3 美術品等に關する調査研究に關すること。<br>4 美術に關する教育及び普及に關すること。                                        |
| 天神山文化プラザ | 岡山市北区天神町8-54 |       | 1 文化プラザの施設及び設備の提供<br>2 文化活動の鑑賞及び発表の機會の提供<br>3 文化活動に關する情報の収集及び提供<br>4 県民文化の振興に關する事業の実施<br>5 前各号に掲げるもののほか、文化活動の促進に關し必要な業務       |
| 犬養木堂記念館  | 岡山市北区川入102-1 |       | 1 記念館の施設及び設備の提供<br>2 犬養木堂に關する資料の収集、保管及び展示<br>3 犬養木堂に關する専門的な調査研究<br>4 前三号に掲げるもののほか、記念館の目的の達成に必要な業務                             |

| 出先機関名          | 所 在 地                               | 課 名 | 分 掌 事 務                                                                                             |
|----------------|-------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岡崎嘉平太記念館       | 加賀郡<br>吉備中央町<br>吉川4860-6<br>きびプラザ1階 |     | 1 記念館の施設及び設備の提供<br>2 岡崎嘉平太に関する資料の収集、保管及び展示<br>3 岡崎嘉平太に関する専門的な調査研究<br>4 前三号に掲げるもののほか、記念館の目的の達成に必要な業務 |
| おかやま旧日銀<br>ホール | 岡山市北区<br>内山下1-6-20                  |     | 1 旧日銀ホールの施設及び設備の提供<br>2 文化芸術の鑑賞及び発表の機会の提供<br>3 前二号に掲げるもののほか、旧日銀ホールの目的の達成に必要な業務                      |

## 4 委員会・審議会等

### 1 法令に基づくもの

| 名 称          | 担 当 事 務                                                                                        | 事 務 局   |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 岡山県環境審議会     | 環境基本法第43条第1項の規定による岡山県の環境の保全についての基本的事項の調査審議に関する事務                                               | 環境企画課   |
| 岡山県公害審査会     | 公害紛争処理法第14条の規定による公害に係る紛争についてのあっせん、調停及び仲裁その他同法の規定によりその権限に属する事務                                  | 環境企画課   |
| 岡山県自然環境保全審議会 | 自然環境保全法第51条第2項の規定による自然環境の保全に関する重要事項並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び温泉法の規定によりその権限に属する事項の調査審議に関する事務 | 自然環境課   |
| 岡山県スポーツ推進審議会 | スポーツ基本法第31条の規定によるスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する事務                                                   | スポーツ振興課 |

### 2 条例に基づくもの

| 名 称              | 担 当 事 務                                                                    | 事 務 局    |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------|
| 岡山県環境影響評価技術審査委員会 | 環境影響評価法及び岡山県環境影響評価等に関する条例の規定による環境影響評価、環境管理その他の手続等に係る技術的な事項についての意見の具申に関する事務 | 環境企画課    |
| 岡山県太陽光発電事業技術審査会  | 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例の規定による太陽光発電施設の設置等に関する事項の調査審議に関する事務                  | 脱炭素社会推進課 |
| 岡山県文化振興審議会       | 岡山県文化振興基本条例の規定による文化の振興に関する基本的事項等の調査審議及び意見の具申に関する事務                         | 文化振興課    |

### 3 その他のもの

| 名 称                    | 担 当 事 務                                                                                       | 関 係 課    |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| エコパートナーシップおかやま         | 県民団体、事業者団体、行政により構成され、地球温暖化防止対策をはじめとする環境保全活動に協働して取り組む。                                         | 環境企画課    |
| 岡山県環境放射線等測定技術委員会       | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺地域の環境放射線等に係る岡山県及び同センターが実施する環境監視測定を技術的に調査・検討して、環境放射線等の状況を把握する。 | 環境企画課    |
| 地球温暖化防止プロジェクト推進会議      | 地球温暖化対策を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進する。                                                         | 脱炭素社会推進課 |
| 岡山県環境マネジメントシステム外部評価委員会 | 県が、事業者として行う環境マネジメントシステムの運用について、専門的かつ客観的な見地から分析及び評価を行うとともに、システムの継続的改善について、必要な提言を行う。            | 脱炭素社会推進課 |

| 名 称                 | 担 当 事 務                                                                                                          | 関 係 課    |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 岡山県アスベスト対策協議会       | アスベスト対策に関する関係機関・関係団体間の連携を図り、岡山県におけるアスベスト対策を総合的に推進する。                                                             | 環境管理課    |
| 児島湖流域環境保全対策推進協議会    | 国、県、流域市町、民間団体等が一体となり、児島湖流域の環境保全活動を県民運動として推進する。                                                                   | 環境管理課    |
| 児島湖清水導入協議会          | 児島湖の水質浄化を目的とした清水導入を効果的に実施する。                                                                                     | 環境管理課    |
| 児島湖の共同研究に関する検討会     | 関係機関及び関係団体間の連携を密にし、効率的かつ効果的に児島湖に関する研究を実施する。                                                                      | 環境管理課    |
| 岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議 | 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進する。                                                                 | 循環型社会推進課 |
| 岡山県グリーン購入対策会議       | 再生品等の使用の促進を図るための対策を調査、審議する。                                                                                      | 循環型社会推進課 |
| おかやまマラソン実行委員会       | 県民・市民に「走る」・「みる」・「支える」の3つの側面からスポーツ活動への参加意欲を喚起し、スポーツの振興を図るとともに、本県及び岡山市の情報を全国に発信し、地域の活力向上に寄与することを目指しておかやまマラソンを開催する。 | スポーツ振興課  |
| 岡山県環境保健センター外部評価委員会  | 環境保健センターの試験研究を効率的・効果的に推進するため、試験研究に関する組織・体制等について総合的な評価を実施する。                                                      | 環境保健センター |
| 岡山県立美術館運営協議会        | 県立美術館の運営に関し、管理者の諮問に応ずるとともに、管理者に対して意見を述べる。                                                                        | 県立美術館    |

### 第3 主要施策の概要

当部では、令和7年3月に取りまとめた「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」の基本目標である「生き生き岡山」の実現に向け、脱炭素化に向けた取組の推進や循環型社会形成の推進、安心して快適な生活環境や自然環境の保全などの環境問題全般とともに、文化やスポーツの振興に取り組み、県民が将来にわたって安心して豊かさが実感できる地域の創造を目指す。

#### 【重点戦略Ⅲ 地域を支える産業の振興】

##### 3 観光振興プログラム

来る100周年に向け一層の整備が求められる瀬戸内海国立公園を中心として、修景伐採による眺望回復や、老朽化施設のリニューアル計画策定、修繕等による快適性・安全性の確保のほか、長寿命化計画策定による計画的な施設維持に取り組み、国立公園等における利用環境の整備を図る。

#### 【重点戦略Ⅳ 安心して豊かさが実感できる地域の創造】

##### 7 快適な環境保全プログラム

環境と経済の両立を図りつつ、水、大気、土壌などの環境保全や地球温暖化対策、本県の豊かな自然や優れた景観の保全と活用、身近な生活環境の快適性の向上、循環型社会の形成等により、将来にわたって豊かに生活できる持続的な社会の構築を目指す。

また、本県の環境に関する総合的かつ長期的な目標、施策の大綱である「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）」に基づき、健全で恵み豊かな環境を次世代に継承していくため、県民、事業者、行政等あらゆる主体が一体となり、計画の推進に取り組む。

健康への影響が懸念されるPM2.5や全国的に話題となっているPFASなど、生活の基盤となる河川・湖沼・海域等の水質、大気、土壌等の環境の状況を的確に把握するとともに、関連する各種計画に基づき必要な対策を講じることにより、安全で安心な生活環境の保全を推進する。

海ごみ・プラごみの削減に向け、市町村等と連携した海ごみ削減キャンペーン「おかやまゴミ退治大作戦」を展開するほか、瀬戸内オーシャンズX推進協議会が実施する助成事業における費用の一部を補助するなど、さらなる回収活動の活発化を図る。

ツキノワグマの出没対応等を行う特定鳥獣専門指導員を配置するとともに、危険個体の有害捕獲、市町村職員等を対象としたスキルアップ研修を実施するほか、新たに、市町村が実施する被害防止対策に対し支援を行い、ツキノワグマによる人身被害の未然防止や地域住民の精神的被害の軽減を図る。

##### 8 脱炭素化推進プログラム

県民への省エネ設備導入支援や、事業者の太陽光発電設備等の導入支援等を行うほか、県自らが一事業者として率先して行動するため、県有施設照明のLED化、公用車の電動化等を実施するなど、脱炭素社会の実現に向けた取組を進める。

人目に付きやすいＥＶ車両等を導入する事業者や、軽ＥＶ導入補助等を行う市町村への支援を行うほか、マンション管理士等の専門家を派遣し、マンションのＥＶ等充電設備設置についての情報提供等を行うなど、ＥＶ等の普及に向けた取組を進める。

食品ロス削減月間の１０月を中心に県民参加型キャンペーンを実施するほか、食品ロス問題をテーマにした小学生の探求学習を支援する大学への助成を行うなど、食品ロスの削減に向けた取組を進める。

## **９ 生きがい・元気づくり支援プログラム**

県民が、文化芸術に親しみ、創造活動に参加できる環境づくりを推進するとともに、美作三湯の旅館等に芸術作品を展示する「美作三湯芸術温度」や岡山市中心部を舞台とした国際現代美術展「岡山芸術交流 2025」の開催、瀬戸内国際芸術祭の開催時期にあわせ、瀬戸内の８つの美術館が連携して展覧会を開催する「瀬戸芸美術館連携」プロジェクトなどにより、文化芸術を活用した地域の新たな魅力の創出に取り組む。

トップクラブチームのホームゲームを盛り上げる新しい応援イベントを開催するほか、オリンピック等を目指す選手の活動や県内で開催される西日本規模以上のスポーツ大会への支援、地域のスポーツ活動の推進などにより、スポーツの力で地域の活性化を図る。

また、学校部活動の地域移行を踏まえ、子どもたちが継続して多様なスポーツ・文化芸術に親しむことができるよう、その受皿となる地域クラブ活動の充実を図るため、県教委、市町村、関係団体などと連携を図り、成功事例の横展開等の情報共有を行う。さらに、地域指導者の確保を進めるとともに、地域指導者向けの研修を実施し、資質の向上を図る。

おかやまマラソンについては、県、岡山市など県内５６団体で組織する「おかやまマラソン実行委員会」を実施主体として、１１月９日に開催する。また、大会前日・当日の両日にわたり、主会場周辺で「おかやまマラソン EXPO」を開催し、岡山のご当地グルメ、物販ブースなどの設置や各地域の情報発信を行うなど、本県及び岡山市のスポーツ振興や情報発信、地域の活性化を図る。

## 第4 各課室の事業概要

### 《環境企画課》

#### 1 総合的な環境行政の推進

##### (1) 環境基本計画の推進

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、岡山県環境基本条例に基づき、令和3（2021）年2月に、令和3（2021）年度から令和22（2040）年頃までを計画期間とする「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）」を策定している（短期的な取組を進める期間が令和6（2024）年度までとなっていたことなどから、令和7（2025）年2月に改訂）。

20年後の目指す姿として、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会～山から海まで 豊かな岡山を 次世代へ～」を掲げ、「気候変動対策（緩和・適応）の推進」、「循環型社会の形成」、「安全・安心な生活環境の保全と創出」、「自然と共生した社会の形成」の4つの基本目標と、基本目標を進める上での土台として「環境の未来を支える担い手づくり」、「環境の未来を創る経済振興」の2つの横断的な視点により、目指す姿の達成に向け、環境保全に関する施策を計画的に推進している。

##### (2) エコパートナーシップおかやまの活動推進

地球温暖化対策をはじめとする環境保全活動を、県民団体、事業者団体、行政等の幅広い協力体制のもと、県民総参加の取組として積極的に推進するため、エコパートナーシップおかやまの活動の充実に取り組む。

##### (3) 環境審議会の運営

岡山県の環境の保全について、基本的事項を調査審議するため、岡山県環境審議会を設置している。同審議会には、政策、景観、水質、大気、廃棄物対策の5つの部会を設けており、知事からの諮問事項等の審議を行う。

#### 2 快適な環境づくりの推進

平成14年4月に施行した岡山県快適な環境の確保に関する条例に基づき、美観や清潔さが保たれた快適な生活環境の実現を目指し、落書き、空き缶等の投棄、光害などの防止に向けた取組を、市町村とも連携を図りながら、県民や事業者と協働して推進する。

#### 3 良好な景観の形成

景観法に基づき策定した「晴れの国おかやま景観計画」及び岡山県景観条例により、大規模行為やモデル地区内での届出に対する指導を行うなど総合的な景観対策に取り組む。

さらに、景観法に基づく景観行政団体となるよう関係市町村に働きかける。

##### (1) 景観モデル地区等での届出指導等

景観モデル地区に指定している地区については、きめ細かな届出指導を行う。また、背景保全地区に指定している地区については、事前指導による背景保全に取り組む。

## (2) 大規模行為の届出指導等

周辺景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物の新築等の行為について、届出を義務付け、景観形成基準に照らして必要性を勘案して指導等を行う。

## (3) 普及啓発

「晴れの国おかやま景観百選」の発信などにより、市町村や住民が一体となって良好な景観の創造に向けて取り組むよう意識の高揚を図る。



< 閑谷背景保全地区 >

# 4 環境影響評価

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関し、その事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して、関係地域住民等の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものである。

環境影響評価の審査に当たっては、環境影響評価の調査方法を記載した「実施計画書（方法書）」や、環境影響評価の結果等を記載した「準備書」に対して、岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を聴いた上で、事業者に対し環境保全の見地からの知事意見を述べる。

これらの手続の中で、対象事業に係る環境影響評価等の指導及び審査を厳正に実施するとともに、環境影響評価制度について一層の周知を図る。

# 5 公害・環境関連対策

## (1) 公害苦情等の処理

### ア 公害苦情の処理体制

公害紛争処理法に基づき本庁関係課及び各県民局に公害苦情相談員(10 人)を配置して公害苦情の適切な処理を図るほか、各県民局に公害監視員(26 人)を配置して公害事象を速やかに把握し、その対策を迅速かつ適正に推進する。

### イ 公害紛争の処理体制

公害紛争処理法に基づき、岡山県公害紛争処理条例を昭和 45 年 11 月に施行し、岡山県公害審査会を設置しており、公害紛争についてのあっせん、調停及び仲裁の業務を行う。

## (2) フロン対策の推進

オゾン層の保護及び地球温暖化防止のため、フロン排出抑制法に基づき、フロン類を使用している業務用冷凍空調機器の管理者に対し、管理上の義務等の周知・徹底を図るとともに、機器廃棄時にフロン類が確実に回収されるよう関係する事業者に対して立入検査・指導等を実施することで、フロンの排出抑制につなげる。

## (3) エコドライブ運動等の推進

大気汚染防止のみならず地球温暖化防止、交通安全、省エネルギーの観点から、「エコドライブ宣言者」の募集、岡山県下統一ノーマイカーデー運動等を実施する。

# 6 人形峠環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等

県と鏡野町は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター(以下「センター」という。)周辺地域住民の健康保護、生活環境保全のために国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(旧動燃)と「環境保全協定」(昭和 54 年 7 月 28 日)を締結しており、環境放射線等の



管理目標値を設定し、センター周辺及び捨石堆積場周辺において、環境放射線等の監視測定を実施している。

(1) センター及び捨石堆積場周辺の監視測定等

センター周辺の空間γ線線量率等の連続測定を行い、テレメータによる常時監視を実施するほか、定期的に河川水や土壌等の環境試料中の放射性物質等のサンプリング測定を実施する。

(2) 新增設協議

センターの施設の新増設に当たっては、環境保全協定に基づき事前協議を実施する。

(3) 広報事業

センター周辺の環境保全や安全対策の取組、放射線に関連した情報等について、広く県民に広報することを目的として、人形峠アトムサイエンス館の展示物の管理や環境放射線監視測定結果等広報用パンフレットの作成・配布などの広報調査事業を実施する。

## 7 墓地等に関する許可等

墓地等の設置及び管理が住民の宗教的感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障なく行われるよう、墓地等の経営等の許可事務を行っているが、市町村への権限移譲が進んだことから、県では町村部の公共墓地及び宗教法人墓地の経営許可等を行う。

## 8 環境保健センター

環境保健分野の試験研究機関として、環境保全及び保健衛生施策の基本となる試験検査、調査研究及び情報提供を行う。また、大気汚染物質・環境放射線等の常時監視を行うとともに、技術指導や他試験検査機関等の精度管理を実施する。

(1) 試験検査(行政機関からの依頼に基づく検査・調査)

ア 環境保全に関するもの

- (ア) 煙道・排ガス検査、有害大気汚染物質調査等
- (イ) 工場・事業場排水検査等
- (ウ) 化学物質環境モニタリング調査等
- (エ) 航空機騒音及び新幹線騒音・振動調査等
- (オ) 放射線等監視測定、放射能水準調査等
- (カ) 大気・水質・廃棄物等に関する緊急時対応に伴う検査等

イ 保健衛生に関するもの

- (ア) 感染症発生動向調査、感染症流行予測調査、感染症抗体保有調査等
- (イ) 食品中の有害化学物質・残留農薬・残留動物用医薬品・アレルギー物質検査、遺伝子組換え食品検査、貝毒検査等
- (ウ) 家庭用品検査、医薬品検査等
- (エ) 食中毒・感染症集団発生等健康危機事例発生時における原因究明等のための検査

(2) 調査研究

ア 環境保全に関するもの

- (ア) 大気環境モニタリング体制の強化に関する研究
- (イ) 児島湖における水質改善のための実態把握
- (ウ) 水質汚濁事象に係る原因究明に関する調査

イ 保健衛生に関するもの

- (ア) 岡山県における薬剤耐性菌に関する基礎調査

(イ) ウイルス・リケッチア感染症の包括的流行疫学に関する研究

(ウ) 食品の健康被害の防止に関する研究

ウ 他機関との連携

(ア) 化学物質環境実態調査

(イ) 環境水に含まれる新型コロナウイルス等病原体情報の活用に関する研究

(ウ) 腸管出血性大腸菌（EHEC）感染症等の病原体に関する解析手法及び共有化システム構築のための研究

(3) 大気汚染物質常時監視

県内に設置された環境大気測定局等で大気汚染物質を常時監視し、必要に応じ、情報発令等の緊急時対応を行う。

(4) 環境放射線等の常時監視

人形峠周辺に設置された観測局で環境放射線等を常時監視し、必要に応じ緊急時対応を行う。

(5) 技術指導・情報提供・精度管理

当センターで蓄積した知識・技能等を広く伝達・提供するため、技術指導や情報発信等を行うとともに、他の試験検査機関と精度管理を実施し、技術の向上に努める。

(6) 気候変動適応センター

脱炭素社会推進課と共同で、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う。

(7) 感染症情報センター

感染症サーベイランスデータの集計、感染症情報の収集、解析及びそれらの情報発信を行う。

# 《脱炭素社会推進課》

## 1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策として、県民、事業者それぞれの主体的な温室効果ガス排出量の削減の取組を一層促進するとともに、県地球温暖化防止活動推進センター等と連携した普及啓発活動や家庭の省・創・蓄エネ設備及びE Vの導入促進などに取り組む。また、気候変動適応の普及啓発等を行う。

### (1) 地球温暖化防止に向けた普及啓発活動の展開

#### ア クールビズ・ウォームビズ県民運動及び国民運動「デコ活」の推進

クールビズ・ウォームビズ県民運動による地球温暖化防止行動の意識啓発のため、経済団体を通じて事業者等への働きかけを行うとともに、「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の積極的な情報発信や普及啓発等に取り組む。

#### イ アースキーパーメンバーシップ制度の推進

環境負荷低減活動を自主的・継続的に実行する県民・事業者を会員とするアースキーパーメンバーシップ制度の充実及び会員拡大により、地球温暖化防止活動の着実な推進を図る。

#### ウ 県地球温暖化防止活動推進センター等と連携した普及啓発活動の展開

県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、地球温暖化防止活動推進員の活動支援等、地球温暖化防止のための普及啓発を実施する。

### (2) 岡山県地球温暖化対策実行計画の進捗管理等

岡山県地球温暖化対策実行計画に基づき、県内の温室効果ガス排出量の算定と排出増減要因の分析に加え、同計画に盛り込まれた施策等の目標の進捗管理を行う。

### (3) 県民の取組への支援

#### ア 家庭の省・創・蓄エネ設備・E V導入促進

家庭における省エネ対策等の取組を促進するため、太陽光発電設備や家庭用蓄電池など、省エネや蓄エネ等の効果の高い機器・設備及び軽E V等を導入する県民への補助を行う市町村を対象に補助を行う。

#### イ Z E H促進事業

中小工務店向けにZ E H関連情報(特長や効果、補助金情報など)講習会を開催する。

### (4) 事業者の取組への支援等

#### ア 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の運用

特定事業者の温室効果ガス排出量削減に向けた自主的な取組を促進するため、制度の適切な運用を図る。

#### イ 省エネアドバイザー派遣事業

省エネアドバイザーによる無料の省エネ相談を実施し、ランニングコスト及び温室効果ガス排出量の削減提案を行うこと等により、中小事業者の排出量削減の取組を支援する。

#### ウ 脱炭素経営促進広報事業

事業者における脱炭素経営の意義やメリットについての知見を深め、取組の契機としてもらうため、事例紹介などのセミナー及び先行企業視察等による広報を行う。

#### エ 「エコアクション21」の認証取得支援事業

県内事業者に環境配慮型経営の確立を促すため、環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証取得研修会の開催や認証取得経費の補助を行う。

#### オ 事業者向け自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業

自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池を導入する事業者を対象に、導入に必要な経費の一部について補助を行う。

(5) 市町村の取組への支援

ア 県・市町村脱炭素ネットワーク形成事業

市町村の脱炭素化を支援するため、県及び市町村を構成員とした脱炭素ネットワーク会議を設置し、脱炭素に関する情報の共有等を目的とした会議や意見交換会等を実施する。

イ 市町村脱炭素地域づくり支援事業

地域の特性や資源を生かした再生可能エネルギーの導入やE Vの活用等により、地域内の課題解決に取り組む市町村を対象に、取組に必要な経費の一部について補助を行う。

(6) E V等の普及促進

ア 事業者向け車両導入支援事業

多数が利用し、人目につきやすい車両（タクシー、教習車、レンタカー、カーシェアリング用車両、福祉施設送迎車両、宅配用車両等）を事業者が導入する際の費用の補助を行う。

イ E Vの魅力発信事業

E Vの普及拡大を進めるため、セカンドカーとしての利用者やガソリンスタンドの過疎地である中山間地域在住者等をターゲットとした試乗会を開催する。

ウ 充電環境整備事業

E Vを安心して利用できる環境の整備を進めるため、法人等が行う充電設備の設置に対して補助を行う。

エ 充電マナー等情報発信事業

E Vの急速な普及に伴い発生する問題の解決を図るため、充電マナーやE V支援策、車両性能等について、デジタルマーケティングの手法を活用した啓発を行う。

オ マンション居住者向け充電設備導入促進事業

マンションへの充電設備の導入促進に向け、マンション管理組合等への講習会及び充電サービス提供事業者とのマッチング会を開催する。

カ 充電設備導入促進マンションアドバイザー派遣事業

E V等充電設備の設置に向けて、マンション管理士等の専門家がマンション管理組合等を直接訪問し、情報提供、アドバイス等を行う。

(7) 気候変動適応に係る普及啓発等

気候変動の影響に関する情報収集及び気候変動適応の普及啓発を行う。また、気候変動についての県独自の啓発資材の指導者を養成するために研修会を実施する。

(8) 太陽光発電施設の安全な導入の促進

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例により、設置者に対し、地域住民との適切なコミュニケーションを図ることを求めるほか、設置禁止区域等を設け、太陽光発電施設の安全な導入の促進を図る。

## 2 岡山県エコ・オフィス・プランの推進

県組織の事務事業に関する温室効果ガス排出量削減に向けた計画である「岡山県エコ・オフィス・プラン」に基づき、県自らが事業者・一消費者として環境配慮活動に着実に取り組むとともに、率先行動として、県有施設照明のLED化や公用車の電動化等を進める。

本計画の推進に当たっては、本県独自の岡山県環境マネジメントシステムを運用し、オフィスワークや環境リスクの高い事務等のマネジメントを行うとともに、外部評価委員会による評価など継続的な改善を行う。

### 3 環境学習の推進

環境保全に向けた県民の取組を促進するため、NPO等関係団体や学校、事業者等と連携し、体験学習の機会の提供や「こどもエコクラブ」の支援など、自主参加型の環境学習を推進する。

#### (1) 環境学習協働推進広場の運営

環境NPO等が各団体間のネットワーク化や情報交換を図り、協働して効果的な環境学習を推進する場として設置した「環境学習協働推進広場」の運営を行うとともに、広場を活用して環境学習指導者の養成等を行う。

#### (2) 環境学習エコツアー事業の実施

小・中学校及び児童・生徒で構成される各種団体（子ども会、こどもエコクラブ等）等を対象に、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設、環境学習拠点施設等の環境関係施設を見学体験する日帰りツアーを実施する。

#### (3) 環境学習出前講座の実施

学校及び自治会、子ども会などの地域団体等を対象に、移動環境学習車をはじめとした各種体験器材等を活用しながら、体験型の環境学習出前講座を実施する。

#### (4) こどもエコクラブへの参加促進

次代を担う子どもたちが地域の中で自主的に取り組む環境活動である「こどもエコクラブ」への参加を呼びかける。



< 環境学習エコツアー >



< 環境学習出前講座 >

# 《環境管理課》

地域の生活環境を保全するため、水・大気・土壌などの環境汚染状況の的確な把握や緊急時の対応、工場・事業場に対する監視指導の実施、光化学オキシダント・PM2.5対策、アスベスト対策、有害化学物質対策の推進、環境情報の一元的な管理・提供、環境コミュニケーションの推進等を行う。また、児島湖の水質改善を図るため、農業用水の再利用事業やアダプト推進事業等に取り組み、県民が親しみ憩える児島湖を目指す。

## 1 水質保全対策

公共用水域等の常時監視や発生源対策等を実施するとともに、「瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画」等に基づき各種施策を推進する。

### (1) 公共用水域等の常時監視等

#### ア 公共用水域

水質汚濁防止法に基づき、国土交通省、岡山市及び倉敷市と連携し、河川、湖沼及び海域の160地点(うち県所管86地点)で水質調査を実施する。

| 区 分 | 岡山県 | 国土交通省 | 岡山市 | 倉敷市 | 合 計 |
|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| 河 川 | 51  | 16    | 16  | 4   | 87  |
| 湖 沼 | —   | —     | 4   | —   | 4   |
| 海 域 | 35  | —     | 13  | 21  | 69  |
| 合 計 | 86  | 16    | 33  | 25  | 160 |

#### イ 地下水

水質汚濁防止法に基づき、岡山市及び倉敷市と連携し、35地点(うち県所管21地点)で水質調査を実施する。

汚染等が発見された場合は、原因究明のための周辺地区調査を実施し、必要に応じて対策を講じる。

| 区 分    | 岡山県 | 岡山市 | 倉敷市 | 合 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| 概況調査   | 19  | 6   | 6   | 31  |
| 継続監視調査 | 2   | 1   | 1   | 4   |
| 合 計    | 21  | 7   | 7   | 35  |

#### ウ 測定計画

公共用水域及び地下水の水質測定に当たっては、関係機関と協議の上、水質汚濁防止法に基づき測定計画を策定し、これに従って実施する。

#### エ 水質汚濁事象

魚のへい死、油の流出等が発生した際、必要に応じ水質調査を行い、関係機関と連携して的確かつ迅速に対処する。

### (2) 工場・事業場の監視指導

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、岡山県環境への負荷の低減に関する条例(以下「環境負荷低減条例」という。)等に基づき、届出等の審査、立入検査・指導等を実施する。

また、令和4年10月に策定した第9次岡山県水質総量削減計画に基づき、総量規制基準が適用される工場・事業場に対し、汚濁負荷量測定結果の報告を求めるなど、基準の遵守状況の確認を徹底する。

(3) 生活排水対策

生活排水対策を推進することが特に必要である地域を、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域(岡山市等6市)として指定している。また、普及啓発資材の作成・配布等により、広く県民に生活排水対策の意識啓発を行う。

(4) 瀬戸内海環境保全対策

令和5年3月に変更した瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画に基づき、きれいで豊かな海の確保に向けて、関係機関等と連携し、生活排水対策や産業排水対策、栄養塩類の管理、藻場・干潟・自然海浜の保全等の各種施策・事業の着実な推進を図る。広域的課題に対しては、瀬戸内海環境保全知事・市長会議において関係府県等と連携して取り組む。

岡山県自然海浜保全地区条例に基づき、指定区域内の自然海浜における建築行為等の規制を行うとともに、清掃活動等を支援する。

## 2 児島湖流域環境保全対策

令和3年度に策定した第8期湖沼水質保全計画に基づき、関係機関等と連携して、生活排水対策や産業排水対策、普及啓発事業等の各種施策を総合的に実施する。

(1) 児島湖流域環境保全推進期間行事

9月から11月までを児島湖流域環境保全推進期間と定め、児島湖流域環境保全対策推進協議会が中心となって、県、国、流域市町、民間団体、地域住民等が一体となり、県民運動として各種事業を実施し、環境保全意識の高揚及び実践活動の推進を図る。

ア 児島湖流域清掃大作戦

児島湖流域の市町と連携して一斉清掃活動を行う。

イ 児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール

児島湖の環境保全に関する小中学生の関心を高めるため、ポスターコンクールを実施する。

ウ ポスター・パネル展

ポスターコンクール入賞・入選作品や児島湖の環境保全啓発パネルを展示する。

エ 児島湖ふれあい環境フェア

ポスターコンクール入賞作品や児島湖の環境保全啓発パネルの展示、環境保全啓発キャンペーン等を開催する。

(2) ヨシ原の管理

児島湖の水質保全や、魚類や水鳥の繁殖の場として重要な役割を担うヨシ群落保全のため、ヨシ刈りを行うとともに、刈り取ったヨシの再利用を図る。また、ヨシの刈取り体験や小学生を対象にヨシを使用した工作体験を実施する。

(3) 農業用水の再利用

児島湖の水質浄化を図るため、旭川及び高梁川から各農業用水路を通じ清水を導入する。

また、学識経験者や関係団体で構成する清水導入協議会を開催して導入量の設定を行う。

(4) アダプト推進事業

清掃活動を行う地域住民や企業等をアダプト活動団体として認定し、活動費用を助成する。

(5) 共同研究

官学連携による検討会を開催し、難分解性有機物の実態調査等の研究を行う。

(6) 児島湖の水質改善促進

環境配慮型農業の普及促進、児島湖に係る環境学習、環境用水利権の取得等の取組を実施し、透明度が高く県民が憩える児島湖を目指す。

### 3 化学物質対策

ダイオキシン類や有害大気汚染物質などの化学物質について、環境中における存在状況の把握及び発生源対策の徹底により排出量の削減を図るとともに、適切な情報の提供を行う。

(1) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、岡山市、倉敷市及び国土交通省と連携し、環境中（大気、公共用水域（水質・底質）、地下水、土壌）の汚染濃度を把握するとともに、同法の規制対象となる工場・事業場に対する監視・指導等を実施する。

ダイオキシン類環境調査

| 環境媒体      | 調査地点(令和7年度) |     |     |     |    |
|-----------|-------------|-----|-----|-----|----|
|           | 岡山県         | 岡山市 | 倉敷市 | 国交省 | 計  |
| 大気        | 8           | 3   | 1   | —   | 12 |
| 公共用水域（水質） | 25          | 12  | 14  | 4   | 55 |
| 公共用水域（底質） | 14          | 12  | 14  | 3   | 43 |
| 地下水       | 12          | 6   | 3   | —   | 21 |
| 土壌        | 12          | 10  | 8   | —   | 30 |

(2) 有害大気汚染物質等対策

大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質等による大気の汚染状況を把握するため、ベンゼンなどの優先取組物質等について、岡山市及び倉敷市と連携し、環境調査等を実施する。

(3) 有害化学物質対策

ア 特定化学物質対策(P R T R)

事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進するため、化学物質排出把握管理促進法に基づき、化学物質の環境中への排出量等の届出を受理し、国に報告するとともに、届出された排出量等に関する集計データをホームページ等で公表する。

また、化学物質の排出抑制対策や環境コミュニケーションに関する事業者向けセミナーを開催する。

イ 化学物質環境モニタリング調査

内分泌かく乱作用の疑われる化学物質や残留性有機汚染物質等について、河川等の環境中の存在状況を把握するための調査を実施し、その存在状況に関するデータを蓄積するとともに知見の集積に努める。

(4) 土壌・地下水汚染対策

土壌汚染対策法に基づき、土地の所有者等が実施する土壌汚染状況調査の結果により、人の健康被害のおそれの有無に応じて区域(要措置区域又は形質変更時要届出区域)の指定を行うとともに、適切な措置の実施の指導等を行う。

また、環境負荷低減条例に基づき、事業者から土壌又は地下水の汚染発見の届出があった場合は、浄化対策の実施の指導等を行う。



土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況(令和7年3月末現在)

| 指定区域数      | 区 分 |     |     |    |
|------------|-----|-----|-----|----|
|            | 岡山県 | 岡山市 | 倉敷市 | 計  |
| 要措置区域      | 0   | 0   | 1   | 1  |
| 形質変更時要届出区域 | 19  | 20  | 40  | 79 |

#### 4 大気保全対策

環境大気の常時監視を行うとともに、発生源対策を実施する。特に、光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏期には対策本部を設置し、被害を未然に防止するための措置を講じる。

##### (1) 環境大気の常時監視

大気の汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素及び微小粒子状物質(PM2.5)について、岡山市、倉敷市及び玉野市と連携して県内59測定局で測定し、大気汚染常時監視システムで測定データの収集・処理等を行うとともに、大気汚染情報をホームページ等により、リアルタイムで県民に提供する。

環境大気測定局数(令和7年3月末現在)

| 区 分        | 岡山県 | 岡山市 | 倉敷市 | 玉野市 | 計  |
|------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 一般環境大気測定局  | 19  | 9   | 17  | 4   | 49 |
| 自動車排出ガス測定局 | 5   | 2   | 3   | —   | 10 |
| 計          | 24  | 11  | 20  | 4   | 59 |

##### (2) 工場・事業場の監視指導

大気汚染防止法及び環境負荷低減条例に基づき、ばい煙発生施設等を設置する工場・事業場について、届出の審査、立入検査・指導等を実施する。

また、県内の主要15工場の硫黄酸化物排出量等について、大気汚染常時監視システムで監視を行う。

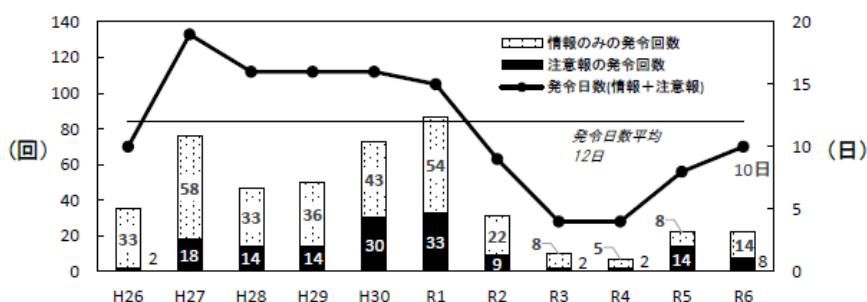
##### (3) 大気汚染緊急時対策

大気汚染物質が高濃度となった場合は、大気汚染防止法等に基づき大気汚染情報・注意報等の発令、緊急時協力工場への大気汚染物質の排出削減要請等を行う。

特に、光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏期には、大気汚染防止夏期対策本部を設置し、監視・連絡体制の強化や普及啓発活動を展開するとともに、オキシダント注意報等の適切かつ迅速な情報提供に万全を期するなど、被害を未然に防止するための総合的な大気汚染防止対策を実施する。

なお、健康被害の未然防止を図るため、オキシダント注意報等の発令状況を一齐に迅速かつ確実に提供できるメール配信サービスの一層の周知を図る。

<発令日数・発令回数の推移>



#### (4) 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)対策

PM<sub>2.5</sub>の環境基準の継続的な達成に向けて、工場・事業場や自動車などの発生源対策を推進するとともに、秋期における稲わらの野焼きからすき込みへの転換を促すための啓発等の取組を農業関係者と連携して進める。

また、PM<sub>2.5</sub>の濃度が国の示した暫定指針値(日平均値で70 $\mu$ g/m<sup>3</sup>)を超過するおそれがある場合には、関係機関や報道機関への連絡、県ホームページへの掲載、メールの配信等を通じて県民に注意喚起を行う。

#### (5) 自動車排出ガス対策

環境負荷低減条例に基づき、ディーゼル自動車に係る粒子状物質の削減指導を行う。

#### (6) アスベスト対策

アスベストが使用されている建築物の解体は、令和10年頃にピークを迎えると言われており、解体に当たり、アスベストが環境中へ飛散しないよう、大気汚染防止法等に基づく適切な作業の実施を推進する。

##### ア 監視・指導、啓発

解体等工事現場等に立入検査し、法に定める作業基準の遵守状況の確認、解体等工事現場周辺の濃度の測定、法令の周知徹底などを行うほか、一般大気環境中の濃度を調査・公表し、県民の安全・安心を確保する。

##### イ 岡山県アスベスト対策協議会の運営

行政機関と関係団体で構成する岡山県アスベスト対策協議会(平成18年1月設置)を活用し、法改正等の情報の共有や連携体制の充実・強化等の対策を総合的に推進する。

### 5 騒音・振動・悪臭対策

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域について、関係機関と協議し、地域の拡大を図るとともに、工場・事業場、建設作業など主要な発生源を規制するため、町村等と協議し、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の指定を進める。

また、主要幹線道路や山陽新幹線沿線、岡山空港周辺における環境基準の達成状況を把握するため、関係市町村と連携して騒音・振動の調査を行う。

### 6 公害防止協定・環境保全協定

協定の締結は、原則として市町村と企業が当事者となることとしているが、大規模発生源を持つ企業等で、必要と認めるものは県も当事者に加わっており、県と協定を締結している企業に対しては、協定に基づき施設の新增設に当たり事前協議を行い、必要な環境保全上の配慮を求める。

# 《循環型社会推進課》

## 1 循環型社会形成の推進

持続可能な社会を構築するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会生活を見直し、廃棄物が出さない、出してしまった廃棄物は循環資源として最大限活用するという循環型社会を形成することが重要である。

このため、循環型社会のライフスタイルであるリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rを端的に表す「もったいない」をキーワードとした総合的な啓発活動のほか、食品ロスや廃プラスチックの削減に向けた取組を進めるとともに、岡山県循環型社会形成推進条例等に基づく各種事業を実施する。

### (1) 循環型社会に向けた意識の改革の推進

#### ア おかやま・もったいない運動の推進

3Rについての県民一人ひとりの意識改革と実践行動を促すため、「おかやま・もったいない運動」推進フォーラムの開催、小学生ファミリーエコチャレンジコンテストの実施など、各種の啓発活動を展開する。また、食品ロス削減に向け、食品ロス削減月間キャンペーンをはじめとする啓発事業を実施するとともに、食品関連事業者とフードバンクとをつなぐマッチングサービス「おかやまフードトリップ」を運用する。

#### イ ごみゼロ社会プロジェクト推進会議

市町村、企業、民間環境団体や専門家の参画を得て、3Rに関する実践的な取組を推進する。

### (2) 廃棄物等の発生抑制と循環的利用の推進

#### ア 再生品の使用促進

リサイクル製品の需要を喚起するため、県民・事業者に対し、再生品の使用促進に関する指針の周知・徹底を図るとともに、岡山県エコ製品の認定及びPR事業を実施する。

また、県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針である「グリーン調達ガイドライン」に基づき、再生品を中心としたグリーン調達を全庁的に推進する。

#### イ 環境にやさしい企業づくり

環境にやさしい企業づくりを促進するため、岡山エコ事業所の認定及び認定事業所のPR事業を実施する。

また、県内の企業の大部分を占める中小企業における3Rの取組を促進するためのアドバイザーを派遣する。

#### ウ 循環資源情報提供システムの運営支援

循環資源総合情報支援センターにおいて、県民・事業者に対し、廃棄物に関する各種情報を発信するとともに、事業活動に伴って発生する廃棄物を循環資源として他の事業者が有効に活用する機会を提供するシステムを運用する。

#### エ プラスチック3Rの推進

廃プラスチックの削減に向けて、ワンウェイ(使い捨て)プラスチック削減キャンペーンの実施、積極的にプラスチックの3Rに取り組む事業所の登録・PRなど、プラスチックごみの発生抑制と円滑なリサイクルについての啓発事業を実施する。

### (3) 各種リサイクル法の運用

#### ア 容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法は、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力、市

町村が収集、事業者が再商品化を実施し、それぞれの役割分担に基づきリサイクルを推進するものであり、市町村の分別収集計画を取りまとめた第 10 期岡山県分別収集促進計画(令和 5～令和 9 年度)により市町村に助言等を行う。

#### イ 家電リサイクル法

小売業者、製造業者等に義務付けられている、廃棄された使用済家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の引き取り、再商品化(リサイクル)が円滑に行われるよう、法を所管する国や市町村と連携を図る。

#### ウ 食品リサイクル法

食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制、再生利用を促進するため、法を所管する国と連携を図る。

#### エ 建設リサイクル法

建築物の解体工事等から発生する建設資材廃棄物について、適切な再資源化等が図られるよう監視指導を実施し、資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を確保する。

#### オ 自動車リサイクル法

使用済自動車を取り扱う事業者に対し、適切な引取・引渡及び再資源化がなされるよう監視指導を実施し、資源の有効な利用及び適正な処理を確保する。

#### カ 小型家電リサイクル法

市町村が回収した使用済小型電子機器(携帯電話、パソコン、電子レンジ等)を、再資源化を行う事業者が引き取り、金や銅その他有用金属などの資源の有効な利用の確保が図られるよう、法を所管する国と連携を図りながら市町村に助言等を行う。

#### キ プラスチック資源循環法

プラスチック資源循環等の取組が促進されるよう、県民・事業者に対し情報提供や 3 R の取組への支援を行う。また、市町村に対しプラスチック資源循環法で求められた分別収集・再商品化が円滑に行われるよう助言を行うとともに、プラスチックごみ等の組成分析調査に係る支援制度を構築する。

## 2 一般廃棄物対策

### (1) 一般廃棄物処理事業の支援

市町村が効率的な廃棄物処理事業の実施に努めるとともに、その区域内における一般廃棄物の減量化を推進し、適正な処理を行うことができるよう、国の循環型社会形成推進交付金を活用した施設整備等について、市町村に対する助言等の技術的援助を行う。

### (2) 浄化槽対策の推進

汚水処理施設の整備を図るための長期的なプランである「クリーンライフ 100 構想」に基づき、国や市町村と連携して合併処理浄化槽の設置費に対する助成を行い、設置促進を図るとともに浄化槽管理者に対して維持管理の適正指導等を行う。

また、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に係る撤去費用や宅内配管工事費用等についても助成の対象とし、その促進を図る。

### (3) 災害廃棄物処理対策

平成 30 年 7 月豪雨災害の対応を踏まえて見直した「岡山県災害廃棄物処理計画(改訂版)」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物が処理されるよう、市町村や協定締結団体等と仮置場計画検討事業等を通じ、連携体制を強化するとともに、市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援等を行う。

#### (4) 海ごみ対策の推進

海ごみの現状や発生原因を周知し、県内全域における当事者意識の醸成と海ごみの発生抑制等を推進するため、県内一丸となった海ごみ削減キャンペーンを展開するほか、海につながる河川等での清掃ボランティア活動の活性化を目的としたごみの運搬・処分に係る支援や、地域における自発的・継続的な回収活動等の実施体制の構築に取り組む。

また、市町村が行う海ごみの回収・処理、発生抑制対策事業を支援するとともに、引き続き、瀬戸内オーシャンズXの活動を通じて多様な主体と連携し、調査研究成果に基づいた海ごみ対策を実施する。

#### (5) 不用品回収業者対策

収集された使用済家電を保管又は処分する業者に対し、廃棄物処理法に基づく届出や適切な保管・処分がなされるよう、市町村と連携して監視・指導を実施する。

### 3 産業廃棄物対策

#### (1) 排出事業者責任の徹底・強化

##### ア 廃棄物処理法の周知徹底と指導強化

産業廃棄物は、排出事業者が自らの処理責任において適正処理することが原則であることをあらゆる機会を通じて周知するとともに、処理基準及び委託基準の遵守並びに産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の適正な運用に関する指導を行う。

##### イ 多量排出事業者に対する処理計画の作成指導等

多量排出事業者に作成・提出が義務付けられている産業廃棄物処理計画及び当該計画の実施状況報告などを活用し、廃棄物の発生抑制と減量化・資源化に向けた指導を行う。

#### (2) 適正処理の推進

##### ア 処理業者の育成・指導

産業廃棄物処理業の許可に当たっては、廃棄物処理法に基づき厳正な審査を行う。また、処理業者に対しては、立入検査等を実施し適切な指導を行うとともに、（一社）岡山県産業資源循環協会が行う適正処理に係る研修会等の開催に対する支援及び処理業者が行う計量設備等の導入への経費助成などにより、処理業者の育成を図る。

##### イ 産業廃棄物処理情報の管理

排出事業者から提出される産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び処分業者に提出を求めている処分実績報告書を整理し、事業者への指導に役立てるとともに、廃棄物処理計画の進捗管理を図るため、産業廃棄物の排出量や処理状況等について経年的に分析する「産業廃棄物実態調査」を行う。

#### (3) 不法投棄等不適正処理の防止

##### ア 不法投棄等防止啓発事業

不法投棄防止啓発のための新聞広告、ラジオスポット等により、不法投棄・野外焼却などの不適正処理の発見時等における早期通報等を呼びかける。

##### イ 産業廃棄物の広域移動対策

産業廃棄物の県内への搬入に際し、排出事業者が義務付けている事前協議制度の厳正な運用を図るとともに、警察の協力を得て主要幹線道路等で産業廃棄物運搬車両の検問を実施し、運搬中の廃棄物やマニフェストの確認等を行い、県外から搬入される産業廃棄物の不適正処理を防止する。

#### ウ 不法投棄等監視指導体制強化事業

産業廃棄物の監視指導を専門に行う産業廃棄物監視指導員を各県民局及び地域事務所に配置するとともに、環境に係る緊急事案の初動対応等を行う環境監視指導員を各地域事務所に配置し、機動的な監視体制、不適正事案に対する対応体制を確保する。

また、休日・夜間等の監視パトロールの民間委託、不法投棄監視カメラの設置、不法投棄110番の設置、島しょ部や山間地における不法投棄の上空監視、不法投棄監視事業を行う市町村への経費助成などの不法投棄防止事業を促進するとともに、不法投棄等の早期発見、早期対応に向け、国や市町村、警察等と連携し、初動体制の強化や情報交換の活性化を図る。

#### エ 産業廃棄物対応力強化事業

悪質巧妙化する産業廃棄物の不適正処理に対処するため、中小企業診断士等の協力を得て処理業者等の経理的な審査にも力を入れるなど、徹底的な責任追及が図られるよう対応力を強化する。

#### (4) PCB廃棄物処理の推進

PCB廃棄物は特別措置法により処分期限が定められているため、「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、保管状況の届出、適正な保管、期限内の確実な処分等を指導する。

# 《自然環境課》

## 1 豊かな自然環境の保全

### (1) 自然公園等の保護及び利用促進

#### ア 自然公園等の保護

自然公園の優れた自然の風景地を保護するため、自然公園法及び岡山県立自然公園条例に基づき、特別地域や特別保護地区を指定し特定の行為を制限することで、公園の風致や景観を維持する。

岡山県自然保護条例に基づき、自然環境保全地域や環境緑地保護地域等を指定し、自然環境の保全や自然と調和した良好な生活環境の確保等を図る。

＜自然公園等の指定状況＞

| 区 分       | 地域数等 | 面積       |
|-----------|------|----------|
| 自 然 公 園   | 10地域 | 80,664ha |
| 自然環境保全地域  | 3 地域 | 101ha    |
| 環境緑地保護地域  | 2 地域 | 27ha     |
| 郷土自然保護地域  | 37地域 | 844ha    |
| 郷 土 記 念 物 | 38箇所 | —        |

#### イ 自然公園等の施設整備

自然公園や中国自然歩道の利用を促進するため、園地、歩道などに案内標識等を整備するとともに、トイレ、休憩舎等施設の適正な維持管理を図る。

#### ウ プロジェクト事業の推進

国立公園等利用環境整備事業として、自然公園等の利便性や魅力の向上のため、老朽化対策や修景伐採、長寿命化計画の策定に取り組み、観光客の利用促進を図る。

### (2) 地域の特色ある自然環境の保護

県内の中国山地、平野部、河川や湖沼など、地域の特色ある自然を保護し、さらに、貴重な地下資源である温泉の保護と利用の適正化を図る。

温泉法に基づき、温泉の掘削、動力装置、採取及び利用等について、許可及び指導監督を行い、温泉の保護と安全で適正な利用を促進する。

〔温泉の概要〕

・温泉ゆう出源泉数 221 箇所

うち利用源泉数 102 箇所(令和6年3月末現在)

### (3) 自然保護協定

工場やメガソーラー事業等大規模な開発行為(10ha以上)について、適切な指導により無秩序な開発を防止し、開発と自然環境の調和を図るため、岡山県自然保護条例に基づき、県、市町村、事業者間で希少野生動植物の保護や緑地の確保等をその内容とする自然保護協定を締結する。

・自然保護協定締結実績 109 件(令和7年3月末現在)

## 2 野生生物の保護及び管理

### (1) 希少野生動植物の保護

「岡山県版レッドデータブック 2020」・「岡山県版レッドリスト 2025」を活用し、希少野生動植物に関する情報の提供を行う。

また、岡山県希少野生動植物保護条例に基づき、県内の希少な野生動植物について、捕獲・採取の禁止や、生息・生育地の保護など独自の保護施策を講じ、県民と連携してその保護を図る。

<岡山県希少野生動植物保護条例に基づく指定状況(令和7年3月末現在)>

| 区分 | 動植物種名      | 地域   | 岡山県版レッドデータブックカテゴリー | 指定年度   |
|----|------------|------|--------------------|--------|
| 植物 | マルバノキ      | 県北部  | 絶滅危惧Ⅰ類             | 平成16年度 |
| 植物 | ミズアオイ      | 県南部  | 絶滅危惧Ⅰ類             | 平成16年度 |
| 植物 | エヒメアヤメ     | 県南西部 | 絶滅危惧Ⅰ類             | 平成17年度 |
| 植物 | ミチノクフクジュソウ | 県中西部 | 絶滅危惧Ⅰ類             | 平成21年度 |
| 植物 | サクラソウ      | 県北部  | 絶滅危惧Ⅰ類             | 平成21年度 |
| 動物 | カワバタモロコ    | 県南部  | 絶滅危惧Ⅰ類             | 平成23年度 |
| 動物 | ナガレタゴガエル   | 県北部  | 絶滅危惧Ⅰ類             | 平成24年度 |



<ミズアオイ>



<サクラソウ>

## (2) 野生鳥獣の保護及び管理

人と野生鳥獣の共生の確保及び生物多様性の保全を基本として鳥獣保護管理事業を実施するため第13次岡山県鳥獣保護管理事業計画(計画期間：令和4～令和8年度)に基づき、野生鳥獣の保護及び管理を推進する。

### ア ツキノワグマの保護管理対策

ツキノワグマ管理計画(計画期間：令和4～令和8年度)に基づき、県民の安全・安心の確保を第一に、人身被害ゼロを目指し、併せて地域個体群の維持を図るため、市町村と連携し、人とツキノワグマとのすみ分けを図るゾーニング管理により、被害防止対策を実施する。

また、近隣県と設立した協議会において、共通した方針に基づいた捕獲個体のモニタリングや生息数の推定を行うなど、広域的な保護管理に取り組む。

### イ 鳥獣保護区の指定等

鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣保護区等の指定を行う。また、キジの増殖を図るため、鳥獣保護区等においてキジの放鳥を実施する。

### ウ 鳥獣保護意識の醸成等

野生鳥獣の保護は、県民の理解と協力が必要であり、愛鳥週間行事を中心に保護意識を醸成する。

また、池田動物園と自然保護センターを鳥獣保護センターに指定し、傷病野生鳥獣の保護看護を行う。

### エ 鳥獣生息状況調査

野生鳥獣の保護対策の基礎資料とするため、鳥獣生息分布調査やガン・カモ科鳥類生息調査を実施する。

## (3) 外来種への対策

生態系などに影響を及ぼす外来種の防除について、国や市町村等と連携し県民への普及啓発



に努めるとともに、県民生活の安全・安心等に大きな影響が懸念される特定外来生物であるヒアリ等については、定着防止に向けた対策を実施する。

### 3 自然保護意識の醸成

#### (1) 緑化意識の醸成

県民の緑化に対する意識を高めるために、春（４月～５月）と秋（10 月）のみどりの月間中にみどりの大会等を開催する。

#### (2) 指導者・ボランティアの育成

自然保護推進員等のボランティア活動を促進し、自然保護意識の醸成に努める。

- ・自然保護推進員 66 名(令和 7 年 3 月末現在)

- ・みどりの少年隊 22 隊(令和 7 年 3 月末現在)

#### (3) 自然保護センター

優れた自然環境を有する自然保護センターにおいて、自然観察会、自然に親しむ体験教室等を開催し、自然環境学習の拠点として活用するとともに、タンチョウの適正な飼育と積極的な活用に努める。

# 《文化振興課》

本県の文化振興の基本理念を定めた岡山県文化振興基本条例と、これを実現する施策を効果的に展開するための基本計画として、平成30年3月に策定し、令和5年3月に改定、令和7年3月に改訂した「おかやま文化振興ビジョン（2018-2027）2025改訂版」（計画期間：平成30年度～令和10年度）に基づき、県民、文化団体等との協働により各種施策の推進に努める。

## 1 文化を伝承・創造し心豊かに生活できる岡山

県民一人ひとりが子どもの頃から様々な文化に親しみ、各地域で文化の伝承・創造活動に参加できる環境づくりや、文化に興味を持ち、文化を尊重する風土づくりに努める。

### (1) 将来の地域文化の担い手育成

#### ア 文化人材バンク～おかやま子どもみらい塾～

子どもたちが「本物の文化芸術」を体験することで、文化に親しみ、関心を持つ契機とするため、文化芸術の専門家を学校に派遣する出前講座を行うことにより、文化活動の裾野拡大と将来の地域文化の担い手育成を図る。

#### イ 岡山芸術文化賞

当該年度における優れた芸術文化活動の業績が認められる者及び長年にわたり地域における文化の普及、向上、保存や承継等に継続して取り組むなど県民文化の振興に顕著な功績のあった者を顕彰することにより、一層の研鑽を促し、文化の振興を図る。

グランプリ 3 件程度、準グランプリ 6 件程度、ジュニア奨励賞 7 件以内

地域貢献賞 2 件以内

### (2) 県民参加による新たな文化の創造

#### ア （公財）岡山県郷土文化財団の活動支援

潤いとやすらぎのある郷土づくりを目指して活動している（公財）岡山県郷土文化財団の活動支援を行い、本県の優れた自然や文化的遺産の保護・保存及び管理並びに地域文化の創造に努める。

#### イ （公社）岡山県文化連盟の活動支援

芸術・文化の普及振興に寄与することを目的に設立された（公社）岡山県文化連盟の運営基盤の強化に取り組むとともに、連携して県民・文化団体の文化活動の活性化を図る。

#### ウ 岡山県文学選奨

県民の文芸創作活動を奨励し、豊かな県民文化の振興を図る。

募集部門：小説A、小説B、随筆、現代詩、短歌、俳句、川柳、童話・児童文学

#### エ 岡山県新進美術家育成「I 氏賞」

本県にゆかりのある新進気鋭の若手美術作家に賞を贈呈するとともに、発表の場を提供するなど、創作活動を支援し、次代を担う美術家を育成する。

大賞 1 名以内、奨励賞 2 名以内

### (3) 県民の文化創造活動の振興

#### ア 岡山県文化賞

本県の芸術又は学術の発展に著しく貢献した者に文化賞を授与する。

文化賞 原則 2 件以内

#### イ おかやま県民文化祭の開催

文化の力を活用した地域づくりを推進するとともに、将来の芸術文化の担い手育成が促進されるよう、(公社)岡山県文化連盟をはじめとする県内文化団体等と連携・協力して、県民総参加の文化の祭典を開催する。

事業内容：「これがOKAYAMA！プログラム」、「文化がまちにある！プログラム」、「君たちの未来へ！プログラム」、共催事業、参加事業等

＜第22回おかやま県民文化祭（令和 6 年度）＞



＜これがOKAYAMA!プログラム＞



＜文化がまちにある!プログラム＞

#### ウ 岡山県美術展覧会の開催

第76回岡山県美術展覧会を山陽新聞社との共催により開催する。

日本画、洋画、工芸、書道、写真、彫刻の 6 部門の作品を県内から公募する。

#### エ 天神山文化プラザ事業の充実

天神山文化プラザにおいて、県民の文化芸術活動・文化情報拠点施設としての機能充実を図る。（(公社)岡山県文化連盟を指定管理者に指定）

#### 貸館施設

| 施 設 名    | 開 館 時 間    | 備 考              |
|----------|------------|------------------|
| 展示室(5 室) | 9:00～18:00 | 令和 6 年度利用率 85.9% |
| 練習室(5 室) | 9:00～22:00 | 同上 87.8%         |
| ホール      | 9:00～22:00 | 同上 55.1%         |
| 会議室(2 室) | 9:00～17:00 | 同上 54.4%         |
| 文化情報センター | 9:00～18:00 | —                |

#### オ おかやま旧日銀ホール事業の推進

音楽などの芸術を気軽に楽しむことができる文化芸術の創造拠点としてより幅広い県民に親しまれる施設となるよう、引き続き、利用の促進に努める。（NPO 法人バンクオブアーツ岡山を指定管理者に指定）

# 令和6年度利用状況

| 施設名 |             | 利用者数    | 稼働日数 | 稼働率   |
|-----|-------------|---------|------|-------|
| 本館  | 多目的ホール      | 21,480人 | 140日 | 45.5% |
| 金庫棟 | スタジオ        | 1,390人  | 59日  | 19.1% |
|     | ギャラリー       | 1,400人  | 29日  | 9.4%  |
|     | 芸術・文化ワークルーム | 4,465人  | 147日 | 47.6% |
|     | 会議室         | 590人    | 51日  | 16.5% |
| 計   |             | 29,325人 | —    | —     |

## カ 県立美術館事業の充実

郷土ゆかりの芸術家の優れた作品を収集・展示するとともに、県内外の優れた芸術活動を紹介する展覧会をはじめ、美術館講座や教育普及など、県立美術館の機能を最大限に活用した事業を展開し、県民の幅広い文化活動の発展に寄与する。

また、県立美術館が県民や観光客にとって、気軽に訪れてみたい場所となり、入館者の増加にもつながるよう、積極的な広報活動やきめ細かなサービスの提供を行うとともに、若い世代やこれまで足を運んだことのない人々にも来館を促す取組にも努める。

### (ア) 展覧会事業

- ・ 岡山の美術展（常設展示）

県立美術館で所蔵している岡山ゆかりの美術作品を「岡山の美術展」として公開するとともに、特定のテーマ、ジャンルに焦点をあてた特別展示を実施する。

- ・ 特別展（企画展示）

自主企画やマスコミとの共催などにより、国内外の優れた作品を、特定のテーマに沿って紹介する特別展を開催する。

特に、今年度は、瀬戸内国際芸術祭の開催にあわせ、岡山、香川、兵庫県の8つの美術館が「瀬戸芸美術館連携」プロジェクトに取り組むこととしており、県立美術館では、平子雄一展を開催し、誘客を図る。

| 展覧会名                    | 期 間(予定)                                    |
|-------------------------|--------------------------------------------|
| ベル・エポック展                | 令和7年4月11日(金)～5月18日(日)                      |
| 宮城県美術館展                 | 令和7年7月4日(金)～8月24日(日)                       |
| 第76回岡山県美術展覧会            | 令和7年9月4日(木)～9月7日(日)<br>〃 9月11日(木)～9月14日(日) |
| 瀬戸芸美術館連携プロジェクト<br>平子雄一展 | 令和7年9月16日(火)～11月9日(日)                      |
| 第72回日本伝統工芸展岡山展          | 令和7年11月14日(金)～11月30日(日)                    |
| 美と祈り展                   | 令和8年1月9日(金)～3月1日(日)                        |
| Hello Kitty展（予定）        | 令和8年3月19日(木)～5月10日(日)                      |

### (イ) 教育普及事業

- ・ 「こんにちは美術館」事業の実施  
講演会・研修会・ワークショップの実施

- ・ 「学校と美術館の連携事業」の推進  
学校出前授業、出前研修の実施
- (ウ) 県立美術館魅力アップ事業
  - ・ 魅力発信スタッフによる情報発信  
魅力発信スタッフがSNS等を通じて岡山の美術展・特別展などの情報を発信
  - ・ 県美×若者とのコラボ事業  
高大生や若手アーティストとともに若者が中心となって美術館の魅力アップに取り組む。

<令和6年度入館者数>

| 区 分                 | 開催回数<br>(回) | 開催日数<br>(日) | 入館者数(人) |        |         |
|---------------------|-------------|-------------|---------|--------|---------|
|                     |             |             | 有料入館者数  | 無料入館者数 | 計       |
| 岡山の美術展              | 通年          | 182         | 4,384   | 2,867  | 7,251   |
| 特 別 展               | 8           | 227         | 186,618 | 45,277 | 231,895 |
| 計                   | —           | 開館日数<br>268 | 191,002 | 48,144 | 239,146 |
| 特別展観覧券で岡山の美術展を観覧した人 |             |             |         |        | 20,594  |
| 合 計                 |             |             |         |        | 259,740 |

## 2 文化が地域の元気を生み出す岡山

文化の持つ力で地域の魅力や価値をさらに掘り起こし、地域の特色や魅力を生かした取組を展開し、豊かな地域づくりにも文化の力を生かしていく。

### (1) 伝統文化の保存・継承・発展

#### ア 犬養木堂記念館の管理運営

郷土出身でわが国の政党政治史上において大きな役割を果たした犬養毅（号 木堂）の功績をたたえとともに、地域文化の振興に役立てるため整備した犬養木堂記念館の管理運営を行う。（(公財)岡山県郷土文化財団を指定管理者に指定）

#### イ 岡崎嘉平太記念館の管理運営

わが国の産業、経済の発展や日中国交回復に大きな役割を果たした名誉県民岡崎嘉平太の功績をたたえとともに、地域文化の振興に資するため、吉備高原都市業務商業ビル内に設けた岡崎嘉平太記念館の管理運営を行う。（(公財)岡山県郷土文化財団を指定管理者に指定）

### (2) 文化の力を活用した地域の活性化

#### ア 美作三湯芸術温度の開催

美作三湯（湯郷、奥津、湯原）の宿泊施設等にアーティストを招き、各旅館の特色を踏まえた作品の制作・展示を行うことにより、県民へ文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、文化の力を活用した地域の活性化を図る。

#### イ 岡山芸術交流2025の開催

現代アート作品の制作及び展示を行う国際現代美術展「岡山芸術交流2025」の開催を支援

し、国内外からの誘客の相乗効果を図るとともに、県内各地で実施されるアートイベントとの連携など、県全体で開催の効果が実感できる取組を行う。また、県内小中学校の校外学習による鑑賞を支援し、世界で活躍するアーティストの作品を生で鑑賞する機会を提供する。

#### ウ アートプロジェクトおかやま推進事業

##### (ア) 文化芸術の力を活用した地域のにぎわい創出事業

地域の文化芸術団体や住民等と連携・協働しながら、国内外のアーティストを起用し、地域の文化資源を活用したイベントや滞在制作等を実施することで、地域のにぎわいを創出するとともに地域住民へ文化芸術に触れる機会を提供する。また、取組の中に、子どもや若者を対象としたイベント等を盛り込むことで、子どもや若者が身近な地域で、文化芸術に触れる機会を創出する。

##### (イ) アートマネジメント人材育成・地域課題解決支援事業

県民自らが主催者となってアートイベントを企画し、県内各地で様々なイベントが継続的に開催できるよう、文化芸術を活用したイベントの企画・運営ができる人材を育成するとともに、文化芸術が地域貢献に果たしうる可能性を広げる修了生による自主企画事業等を支援する。

##### (ウ) 身近にオーケストラ！鑑賞事業

質の高い芸術鑑賞の機会をより多くの方々に提供するため、県下さまざまな地域において、岡山フィルハーモニック管弦楽団による特別公演を実施する。

##### (エ) 夏休み文化体験大集合！！

地域のアーティストを講師として、天神山文化プラザを主会場に子どもを対象とした各種の文化芸術講座と文化芸術体験イベントを開催し、子どもたちに様々な文化芸術の体験機会を提供する。

### 3 文化発信しながら交流を広げる岡山

各分野で活動する文化団体等がお互いに幅広い交流を行い、連携を深められるよう努め、岡山の魅力を伝える文化の積極的な発信と多様な文化の受信に取り組む。

#### (1) 多様な文化プログラムの展開

##### ＜おかやま文化芸術アソシエイツ事業＞

(公社)岡山県文化連盟内に設置した「おかやま文化芸術アソシエイツ」の高い専門性を生かし、文化芸術に関する相談支援や情報発信、文化芸術団体等の活動支援などの総合窓口として継続的に取り組むとともに、文化芸術団体の後継者育成、若年層が文化芸術活動に気軽に参加できる環境づくり、行政・地域等と文化芸術団体・アーティストとの連携調整に積極的に取り組む。

また、人材バンク「マイニングおかやま」を活用し、市町村や地域クラブ活動の運営団体・実施主体と地域クラブ活動の指導者情報の共有を進める。

#### (2) 文化による連携・交流の促進

##### ＜第33回中四国文化の集いの共同開催＞

開催場所：香川県

### (3) 岡山からの文化発信

#### ア 岡山県文化特別顕彰

文化の分野で国内又は国外で顕著な功績を挙げるなど本県を全国にアピールし、県民に多くの感動を与えた個人又は団体を顕彰する。

平成13年 5月30日 有吉道夫 (日本将棋連盟公式戦通算1,000勝)

平成13年 9月28日 重松 清 (第124回直木賞受賞等)

平成14年 7月 4日 蛭田二郎 (第58回日本芸術院賞受賞)

平成16年12月16日 小川洋子 (第55回読売文学賞受賞等)

平成17年 5月27日 坂手洋二 (第8回鶴屋南北戯曲賞受賞等)

平成19年 3月 1日 高木聖鶴 (文化功労者等)

平成28年 2月12日 原田マハ (第25回山本周五郎賞等)

平成28年 2月12日 森 和俊 (アルバート・ラスカー基礎医学研究賞等)

平成29年10月24日 高木聖雨 (第73回恩賜賞・日本芸術院賞)

平成29年10月24日 菅井竜也 (第58期王位)

令和 5年 7月27日 小川洋子 (第79回日本芸術院賞受賞等)

令和 6年 7月16日 菅 裕明 (日本学士院賞等)

#### イ 内田百閒文学賞

岡山が舞台となる作品や、岡山県出身の人物・自然・文化・風土・物産などを題材とした文学作品を全国から募集する。((公財)岡山県郷土文化財団と共催)

最優秀賞 1編以内、優秀賞 2編以内

# 《スポーツ振興課》

平成24年7月に制定・施行した「岡山県スポーツ推進条例」及び令和5年3月に策定した「第2次岡山県スポーツ推進計画」に基づき、本県のスポーツを総合的、計画的に推進する。

## 1 生涯スポーツの振興

県民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進し、生涯スポーツの振興を図る。

### (1) スポーツ活動参加への環境整備等

#### ア 総合型地域スポーツクラブの設立・育成支援

県民が気軽にスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの設立・育成に関する支援、クラブ間の連携や情報発信等、活動の活性化を図る。

令和6年度末の状況・・・ 42クラブ設立済（休止中を除く）

#### イ 幼児期からのスポーツ活動の推進

幼児期から学童期における運動経験の充実のため、幼児期指導者を保育園や幼稚園、幼児期・学童期を対象とした教室に派遣し、「アクティブ・チャイルド・プログラム」を活用した取組の普及を図る。併せて保護者等への啓発活動を推進する。事業の展開に当たり、コーディネーターを活用する。また、中高生世代の県内での運動・スポーツ活動環境を整備するため、県内で活躍するスポーツ指導者に対して、講師等を派遣し、指導力のスキルアップを図るとともに、資格取得者の資格更新講習の場を設定し、指導者の資質の維持・向上を図る。また、より専門的な知識を習得し、指導者としての資質向上を図るための研修会等を開催する。

### (2) スポーツ活動啓発事業の充実等

#### ア 晴れの国トップアスリート派遣事業

全国レベルの大会やトップリーグで活躍している県内のトップアスリート等を、市町村や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校等に派遣し、競技力の向上と地域スポーツの振興を図る。

令和6年度・・・ 287回派遣

#### イ おかやまスポーツナビの充実

県内のスポーツ情報を一括提供できる唯一のポータルサイトである「おかやまスポーツナビ」について、スポーツイベント等の情報に加え、県民ニーズに沿った情報を発信するなど、その充実を図る。

#### ウ 岡山県生涯スポーツ研究大会の開催

生涯スポーツの振興を図るため、スポーツ関係者を対象に研究大会等を開催する。

### (3) トップクラブチームの支援

本県競技スポーツの牽引的存在として国内トップリーグで活躍するクラブチームの活動等を支援するとともに、県民がスポーツ活動に参加するきっかけづくりや岡山の情報発信を行い、地域の活性化と生涯スポーツの振興を図る。



＜県が支援するトップクラブチーム＞

- ・ファジアーノ岡山（サッカー J 1 リーグ）
- ・岡山シーガルズ（バレーボール S V リーグ）
- ・岡山湯郷Belle（サッカー なでしこリーグ 1 部）
- ・吉備国際大学Charme岡山高梁（サッカー なでしこリーグ 2 部）
- ・岡山リベッツ（卓球 T リーグ）
- ・トライフープ岡山（バスケットボール B 3 リーグ）
- ・倉敷アブレイズ（バレーボール V リーグ）
- ・おかやまトップクラブチーム応援加速事業

トップクラブチームのホームゲームを活用した、県民挙げての応援気運の盛り上げ等を図るイベントを開催し、スポーツに対する関心を高めるきっかけづくりを行うとともに、J リーグアウェイゲームにおける岡山の情報発信やアウェイサポーターの誘客促進を図る。



ファジアーノ岡山 J 1 昇格  
県庁を訪問

(4) トップレベルの競技大会の開催促進

- ・おかやまスポーツ大会開催支援事業

県内で開催される中学生以上対象の西日本規模以上のスポーツ大会の運営を支援し、審判員や指導者など競技に関わる人材の育成を含む本県の競技力の向上や、地域クラブ活動の充実を図る。

(5) スポーツ関係団体の育成と充実

（公財）岡山県スポーツ協会が実施する少年団育成事業等に補助するほか、岡山県レクリエーション協会など各種スポーツ団体の育成を図る。

(6) 顕彰制度の充実

ア 岡山県生涯スポーツ功労者表彰

長年にわたり本県スポーツの振興及び発展に貢献し、顕著な成果を挙げたスポーツ関係者及びスポーツ団体を表彰する。

令和 6 年度・・・ 功労者 3 名

イ 岡山県スポーツマスターズ賞

長年にわたりスポーツを実践し、国際大会や全国大会で優秀な成績を収めた高年齢層の選手や、活動又は実績が他の模範となる高年齢層の選手を表彰する。

令和 6 年度・・・ 3 名

(7) スポーツ施設の活用と充実

県民のスポーツへの関心の高まりに対応し、スポーツ施設の活用と充実に努め、スポーツ活動の促進を図る。

(8) 地域クラブ活動の環境整備

学校部活動の地域移行にあたり、その課題解決に向け、県教委、市町村、関係団体等と連携を図り、成功事例の横展開等の情報共有を行う。また、地域指導者の確保を進めるとともに、地域指導者向けの研修会を実施し、資質の向上を図るなど学校部活動の地域移行の受皿となる

地域クラブ活動の環境整備を進める。

## 2 競技スポーツの振興

国スポ選手やジュニア選手の育成・強化を行うとともに、国内外で活躍するアスリートの発掘・育成に取り組むなど、競技力の維持・向上に努める。

### (1) 優秀選手の育成

#### ア ジュニア選手育成・強化事業

競技ごとに、小学4年生から高校3年生までの県内トップ選手を対象に合宿・遠征を行い、競技力の向上を図る。

#### イ 国スポ成年選手強化事業

競技ごとに、成年の県内トップ選手を対象に合宿・遠征を行い、競技力の向上を図る。

#### ウ 世界へ羽ばたくアスリート支援事業

オリンピック・パラリンピック・デフリンピックに本県から一人でも多くの選手を輩出するため、選手育成に必要なトレーニング等に関する支援を多角的に行う。

#### エ おかやま次世代アスリート事業

競技の普及と競技者確保を支援するとともに、将来のトップアスリートとしての期待がかかる選手の育成環境を整備する。

### (2) 指導者の育成・活用

#### ア 晴れの国トップアスリート派遣事業(再掲)

#### イ 岡山県アスリート就職支援事業

国スポや全国大会などを目指す意思のあるアスリートの県内就職を促進し、成年選手等の確保を図る。

#### ウ スポーツ指導者レベルアップ事業

国スポ正式競技41競技団体の新たな核となる指導者を対象に、日本スポーツ協会等が実施する研修会に派遣し、専門知識を習得させることにより、指導体制の再構築を図り、今後の本県の競技力向上を図る。

### (3) 国民スポーツ大会の選手派遣

国民スポーツ大会中国ブロック大会、本大会及び冬季大会への選手派遣を行う。



＜第78回国民スポーツ大会 県選手団結団壮行式＞



＜第79回国民スポーツ大会冬季大会 アイスホッケー競技＞

### (4) ジュニア期のスポーツ活動の推進

「つくろう・のぼそう！」スポーツプロジェクト

#### ア 『つくる』プログラム

児童・生徒に対して各競技の入り口となる場や専門的な実技指導を受ける機会を提供し、

競技人口の増加を図る。

(ア) レッツ チャレンジ！競技体験事業

競技体験の機会を提供し、選手発掘へつなげる。

(イ) スポーツ活動奨励事業

専門的な実技指導を受ける機会を提供する。



＜レッツチャレンジ(飛込)＞



＜スポーツ活動奨励事業(陸上)＞

イ 『のばす』プログラム

競技団体から選抜された中学生(1～3年生)を対象とし、各学年の競技レベルや発育・発達段階に応じた最適なプログラムを提供する。

(ア) チャレンジ ザ トップ！

中学生の全国トップレベルのチームを招聘し、県選抜チームや選手と強化試合を行う。

(イ) マルチ サポート プログラム

競技者に必要な能力(身体的・精神的)を引き伸ばすために、競技の専門性を踏まえたトレーニング等を提供する。



＜チャレンジ ザ トップ！(ソフトテニス)＞



＜マルチ サポート プログラム(クライミング)＞

(5) 顕彰制度の充実

ア 岡山県トップアスリート賞

国際大会や全国大会等において、特に優秀な成績を収めた個人・団体を表彰する。

令和6年度・・・ 46名、9団体

イ 岡山県スポーツ特別顕彰

オリンピック等で顕著な成績を挙げるなど、岡山県を全国に強くアピールし、県民に大きな希望と感動を与えた個人・団体を顕彰する。

令和6年度・・・ 7名

### 3 おかやまマラソン

中四国最大規模の都市型マラソン大会であるおかやまマラソン2025を、岡山市ほか関係団体と共同で、11月9日に開催するとともに、大会前日、当日の両日には、主会場周辺で「おかやまマラソンEXP0」を開催し、岡山のご当地グルメや、特産品などの物販、各地域の情報発信などを行う。

また、大会開催に向け、県内外へのPRキャラバンの派遣、ランニング教室の開催などにより、大会PRや大会開催機運の醸成に努めながら、本県及び岡山市のスポーツの振興や情報発信、地域の活性化を図る。



＜おかやまマラソン2024＞

#### ＜おかやまマラソン2025の概要＞

開催日時 令和7年11月9日（日）8時45分スタート

種 目 マラソン（42.195km）、ファンラン（5.6km）

定 員 16,400人（マラソン／15,000人、ファンラン／1,400人）

制限時間 マラソン／6時間（41.8km地点）、ファンラン／1時間（5.2km地点）

参加資格 マラソン／2007年（平成19年）4月1日以前に生まれた者

ファンラン／2013年（平成25年）4月1日以前に生まれた者

募集枠、募集期間

- ・岡山市民県民優先枠 4月9日（水）～4月16日（水）（マラソン2,000人）
- ・一般枠 4月17日（木）～5月19日（月）（マラソン13,000人（うち250人を海外枠）、ファンラン1,400人（うち50人を海外枠））

コース

- ・岡山県総合グラウンド体育館（ジップアリーナ岡山）前をスタートし、同陸上競技場（JFE晴れの国スタジアム）をフィニッシュとするコース（マラソンは日本陸上競技連盟公認）
- 大会スペシャルアンバサダー 有森裕子さん

#### [参考]

おかやまマラソン2024の開催結果（令和6年11月10日開催）

##### (1) 出走者数等

| 種 目   | 定 員     | 申込者数    | 出走者数    | 完走者数    | 完走率   |
|-------|---------|---------|---------|---------|-------|
| マラソン  | 15,000人 | 23,765人 | 15,355人 | 13,579人 | 88.4% |
| ファンラン | 1,400人  | 2,816人  | 1,379人  | —       | —     |
| 合 計   | 16,400人 | 26,581人 | 16,734人 | —       | —     |

(2) 沿道応援者数・E X P O来場者数

| 項 目         | 11/9(土) | 11/10(日) | 合 計   |
|-------------|---------|----------|-------|
| 沿道応援者数      | —       | 130千人    | 130千人 |
| E X P O来場者数 | 53千人    | 91千人     | 144千人 |
| 合 計         | 53千人    | 221千人    | 274千人 |

(3) ボランティア参加者数

| 項 目        | 11/8(金) | 11/9(土) | 11/10(日) | 合 計     |
|------------|---------|---------|----------|---------|
| 参加者数 (延人数) | 199人    | 502人    | 4, 552人  | 5, 253人 |

※実人数 5, 095人

(4) 経済波及効果額

19. 5億円

(直接効果 12. 7億円、第1次波及効果 4. 1億円、第2次波及効果 2. 7億円)

## 第 5 当初予算額一覧表

(単位: 千円)

| 区 分         |             | 令和6年度<br>当<br>予<br>算<br>額 | 財 源 内 訳   |           | 令和7年度<br>当<br>予<br>算<br>額 | 財 源 内 訳   |           | 備 考 |
|-------------|-------------|---------------------------|-----------|-----------|---------------------------|-----------|-----------|-----|
|             |             |                           | 特 定       | 一 般       |                           | 特 定       | 一 般       |     |
| 義 務 的 経 費   |             | 1,778,694                 | 86,379    | 1,692,315 | 1,647,304                 | 81,235    | 1,566,069 |     |
| 内<br>訳      | 人 件 費       | 1,778,194                 | 86,379    | 1,691,815 | 1,646,804                 | 81,235    | 1,565,569 |     |
|             | そ の 他       | 500                       | 0         | 500       | 500                       | 0         | 500       |     |
| 一 般 行 政 経 費 |             | 3,657,433                 | 1,144,759 | 2,512,674 | 3,439,675                 | 1,247,271 | 2,192,404 |     |
| 内<br>訳      | 運 営 費       | 988,370                   | 91,979    | 896,391   | 988,001                   | 88,952    | 899,049   |     |
|             | 事 業 費       | 2,669,063                 | 1,052,780 | 1,616,283 | 2,451,674                 | 1,158,319 | 1,293,355 |     |
| 投 資 的 経 費   |             | 1,154,433                 | 1,136,030 | 18,403    | 1,160,906                 | 1,141,135 | 19,771    |     |
| 内<br>訳      | 公 共 事 業 等 費 | 1,154,433                 | 1,136,030 | 18,403    | 1,160,906                 | 1,141,135 | 19,771    |     |
| 一 般 会 計 の 計 |             | 6,590,560                 | 2,367,168 | 4,223,392 | 6,247,885                 | 2,469,641 | 3,778,244 |     |
| 特 別 会 計     |             | -                         | -         | -         | -                         | -         | -         |     |
| 合 計         |             | 6,590,560                 | 2,367,168 | 4,223,392 | 6,247,885                 | 2,469,641 | 3,778,244 |     |